

○情報通信審議会議事規則

平成十三年一月十七日
情報通信審議会決定第一号

平成十三年三月二十八日
情報通信審議会決定第四号

平成十四年八月七日

改正

情報通信審議会決定第七号

平成十六年一月二十八日

情報通信審議会決定第八号

平成十八年八月一日

情報通信審議会決定第九号

(目的)

第一条 情報通信審議会（以下「審議会」という。）の議事の手続その他審議会の運営については、この規則の定めるところによる。
(会議の招集)

第二条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議を招集しようとするときは、委員（議事に関係の

ある臨時委員を含む。以下同じ。）に対しあらかじめ議題、日時及び場所を通知しなければならない。

3 会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書による審議を行うことを通知し、会議をすることができる。

なお、この会議を行った場合は、会長が召集する次の会議に報告しなければならない。

(議長)

第三条 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。

(諮問及び答申等)

第四条 審議会に対する諮問は、総務大臣は文書をもって行い、かつ、効率的な審議が行えるように必要な資料を添付するものとする。

2 審議会の答申又は意見は文書をもって行う。

3 会長は、委員の中から起草委員を命じ、答申又は意見の案の起草をさせることができる。

4 答申書は、委員の間において見解の分かれる事項については、複数の意見を並記するなど、審議の結果として委員の多様な意見が反映されたものとする。

(意見の聴取)

第五条 審議会は、その調査審議に当たり、必要と認めるときは、当該調査審議事項と関連する利害関係者その他の参考人から公聴会その他の方法により意見を聴取することができる。

2 前項によるほか、国民生活と密接な関係を有する事項を調査審議するに当たり、必要と認めるときは、広く国民から意見を

募集することができる。

3 審議会は、前二項の意見の聴取又は募集に係る事項の調査審議に当たり、聴取又は募集した意見を参考としなければならない。

4 第一項及び第二項により聴取又は募集した意見は、これを整理し公表しなければならない。

(職員の出席)

第六条 会長は、必要と認めるときは、関係の職員の会議への出席を求めることができる。

(議事録)

第七条 審議会は、開催した会議について議事録を作成し、次の事項を記載する。

- 一 開催の日時（開会及び閉会の時刻を含む。）及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名
- 三 出席した利害関係者及びその他の参考人の氏名
- 四 出席した関係職員の所属及び氏名
- 五 議題
- 六 調査審議の内容
- 七 議決事項
- 八 その他必要な事項

2 議事録は、前項第二号から第四号の委員等の確認を得て作成し、会長の承認を得るものとする。

(議事録等の保存)

第八条 会議に配付された資料及び議事録（以下「議事録等」とい

う。）は、審議会 of 事務局において保存する。

(会議の公開)

第九条 会議は、次の場合を除き、公開する。

一 電気通信事業法第六十九條第一号（同法第三十三條第二項の規定による接続約款の認可を除く。）及び第二号に掲げる事項に関する審議

二 有線テレビジョン放送法第二十六條の二第一号、第三号及び第四号に掲げる事項に関する審議

2 前項の規定にかかわらず、会議を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場合にあつては非公開とすることができる。

3 議事録等は、審議会 of 事務局において閲覧その他の方法により公開する。ただし、議事録等を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合その他の会長が非公開とすることを必要と認めた場合、その全部又は一部を非公開とすることができる。

4 第二項の規定により会議を非公開とする場合又は前項ただし書の規定により議事録等を非公開とする場合は、その理由を公表する。

5 議事録が公開されるまでの間、審議会 of 事務局は、議事概要を速やかに作成し、会長の承認を得て公開する。

(分科会)

第十条 情報通信技術分科会（以下「分科会」という。）の議事の

手続その他分科会の運営については、第二条から前条までの規定を準用する。

2 分科会への付議について疑義のあるときは、会長及び分科会長が協議する。

3 分科会の議事については、次の審議会に報告しなければならぬ。

4 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他分科会の運営に關し必要な事項は、分科会長が分科会に諮って定める。

(部会)

第十一条 審議会に、次の部会を置く。

一 情報通信政策部会

二 電気通信事業部会

三 有線放送部会

2 分科会に、次の部会を置く。

一 ITU—R部会

二 ITU—T部会

3 審議会又は分科会の定めるところにより、特別の事項を調査審議させるため部会(以下「特別部会」という。)を置くことができる。

4 部会の議事の手続その他部会の運営については、第二条から第九条までの規定を準用する。

5 部会への付議について疑義のあるときは、会長又は分科会長及び関係部会長が協議する。

6 部会の議事については、次の付議に係る審議会又は分科会に報

告しなければならない。

7 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に關し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

(部会の所掌事務)

第十二条 前条第一項の部会の所掌等は、別記一から別記三のとおりとする。

2 前条第二項の部会の所掌等は、分科会の定めるところによる。

3 前条第三項の特別部会の所掌は、その設置のときに審議会又は分科会において定める。

附 則

平成十三年一月十七日
情報通信審議会決定第一号

この規則は、平成十三年一月十七日から施行する。

附 則

平成十三年三月二十八日
情報通信審議会決定第四号

この決定は、平成十三年四月二十四日から施行する。

附 則

平成十四年八月七日
情報通信審議会決定第七号

この決定は、平成十四年八月七日から施行する。

附 則

〔平成十六年一月二十八日
情報通信審議会決定第八号〕

この決定は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則

〔平成十八年八月一日
情報通信審議会決定第九号〕

この決定は、平成十八年八月一日から施行する。

別記一

情報通信政策部会の所掌等は、次のとおりとする。

一 委員等

会長の指名する委員、臨時委員及び専門委員

二 所掌

1 審議会の所掌する事項のうち、基本的かつ総合的な政策に関する調査審議（他部会の所掌に属するものを除く。）

2 特定通信・放送開発事業実施円滑化法、身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の規定に基づき処理する事項に関すること

3 インターネットの今後の発展方策に関すること

三 専決事項

次の事項については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。

1 特定通信・放送開発事業実施円滑化法に規定する実施指針に関すること

2 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律に規定する基本方針に関すること

3 情報処理の促進に関する法律に規定する電子計算機高度化計画に関すること

五 委員会

1 部会長は、部会の審議すべき事項を分割して調査するため、主査を長とする委員会を置くことができる。

2 委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関する必要な事項は、部会長が定める。

別記二

電気通信事業部会の所掌等は、次のとおりとする。

- 一 委員等
会長の指名する委員及び専門委員
- 二 所 掌
審議会の所掌する事項のうち、電気通信事業及び有線放送電話業務の規律に関する調査審議
- 三 専決事項
次の事項については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。
 - 1 電気通信事業法第六十九条に規定する諮問事項
 - 2 同条ただし書の「軽微な事項」の認定
 - 3 接続に係る制度について検討を加える諮問事項
 - 4 認定電気通信事業者による公益事業者の電柱・管路等の使用に関する事項
 - 5 電気通信番号に係る制度について検討を加える諮問事項
- 四 委員会
 - 1 部会長は、部会の審議すべき事項を分割して調査するため、主査を長とする委員会を置くことができる。
 - 2 委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

次の事項については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 1 電気通信事業法附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百二十五号。以下「平成十五年改正法」という。）第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十四条及び電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号。以下「平成十年改正法」という。）附則第六条第五項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十四条に規定する諮問事項
- 2 電気通信事業法附則第五条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる平成十五年改正法第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十四条ただし書及び平成十年改正法附則第六条第五項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十四条ただし書の「軽微な事項」の認定
- 3 平成十年改正法附則第六条第五項の規定によりなお効力を有するものとされる同法第二条の規定による改正前の電気通信事業法第九十五条第二項の「聴聞の主宰者」の推薦

別記三

有線放送部会の所掌等は、次のとおりとする。

一 委員等

会長の指名する委員及び専門委員

二 所 掌

審議会の所掌する事項のうち、有線放送の規律に関する調査審議

三 専決事項

次の事項については、当部会の決議をもって審議会の決議とする。

- 1 有線テレビジョン放送法第二十六条の二に規定する諮問事項
- 2 同条ただし書の「軽微な事項」の認定

四 委員会

- 1 部会長は、部会の審議すべき事項を分割して調査するため、主査を長とする委員会を置くことができる。
- 2 委員会の構成、議事の手続、その他その運営に関し必要な事項は、部会長が定める。